

地方公共団体の皆様へ

■退職自衛官を採用しませんか？

南海トラフ地震や首都直下地震をはじめ、全国各地で大規模災害が予測されるほか、2019年は、九州豪雨、台風15号及び19号等、自然災害が頻発するとともに予測を超える事態も発生しており、平素から災害発生時の対応能力を向上させるために、防災・危機管理の専門家が求められています。

しかし、専門の防災職員の育成には長時間を要します。

退職自衛官は、長年の勤務で培った防災・危機管理に関する知識・経験を有しており、防災・危機管理監等として採用していただければ、地方公共団体等の即戦力として必ずお役に立ちます。

■防災・危機管理監等の役割

事態発生時の対応、平素の基盤確立

- ・ 危機発生時は災害対策本部の運営、自衛隊等関係機関と連携
- ・ 平素は計画の整備、防災、国民保護訓練の企画実施

① 災害対策本部の運営

- ・ 避難勧告、自衛隊への派遣要請等の首長判断の補佐
- ・ 自衛隊等関係機関の運用を助言

② 自衛隊等関係機関との連携

- ・ 初動の混乱時における関係機関との調整・連携
- ・ 関係機関と地方公共団体の相互理解の促進



① 防災・危機管理体制の見直し

- ・ 避難設備の整備

② 計画・マニュアルの整備

③ 防災・危機管理教育の充実

- ・ 職員等の防災意識を啓蒙

防災・危機管理の
基盤を確立

体制
・
計画

訓練
・
検証

各種事態発生時の
役割

平素の役割

- ① 防災、国民保護等の訓練の企画・実施
- ② 訓練成果に基づく体制及び計画の修正

退職自衛官採用のメリット

長年の勤務で培われたスキル

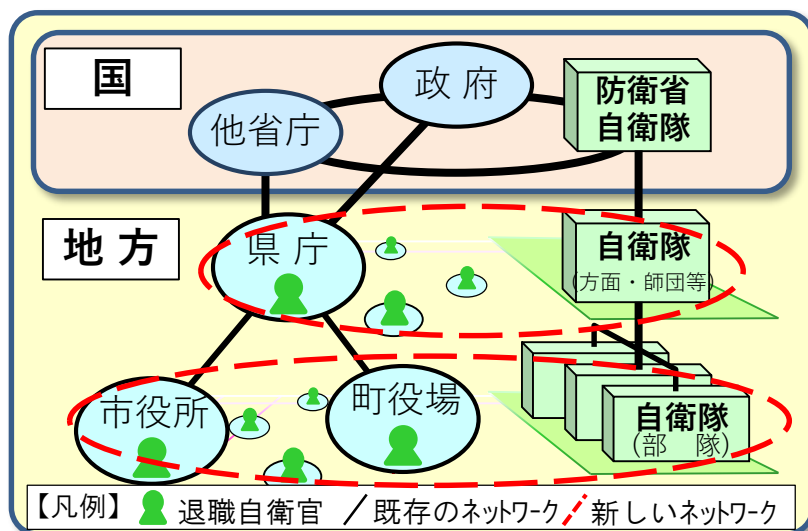
- ・ 地方公共団体等の危機管理能力向上
- ・ 即戦力のスタッフとして各首長を直接サポート
- ・ 長期の勤務により、長く地域に貢献



地方公共団体と自衛隊の連携業務

地方公共団体と自衛隊との人的ネットワーク

- ・ 災害派遣、各種行事及び各種業務の調整等において関係を構築
- ・ 多くの地方公共団体で退職自衛官採用の実績
- ・ 自衛隊と地方公共団体等との意見交換会を定期的に行う



退職自衛官を有効活用したネットワークの構築（イメージ）

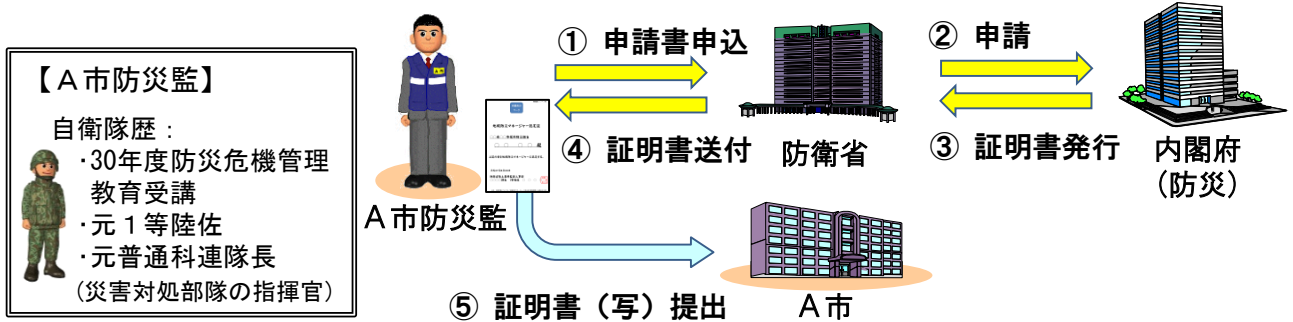
■「地域防災マネージャー」制度

防災の専門性を有する人材の能力を証明

- ・ 防災監等に必要な知識・経験等を有するものを内閣府が証明
- ・ 証明書の保有者を採用した地方公共団体は、特別交付税の対象

注 特別交付税は、一地方公共団体に一人までとし、措置率0.5（措置上限額340万円）

■『地域防災マネージャー』証明書発行（概要）



■地域防災マネージャーの証明要件

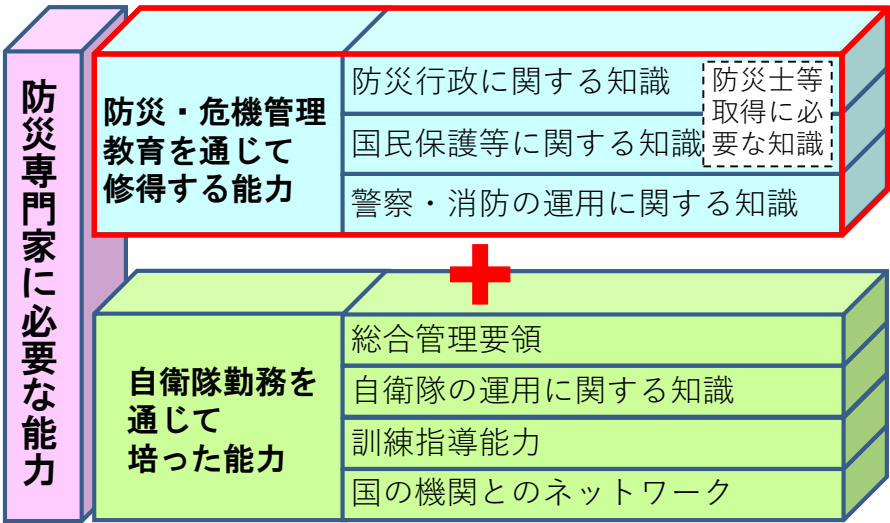
内閣府政策統括官（防災）が定める証明要件

- 1 防災に関する必要な研修等（①～③のいずれか）を受講した者
 - ① 内閣府の実施する「防災スペシャリスト養成研修（基礎以外の全コース）」
 - ② 防衛省の実施する「防災・危機管理教育」
 - ③ その他、これらの研修等と同様の効果を得られるものと内閣府が認める研修
- 2 防災行政に係る一定程度の実務経験を有する者（①及び②を満たす者）
 - ① 本省課長補佐級（自衛隊にあっては、3佐の職位）以上の職位を経験した者であること
 - ② 国又は地方公共団体において、防災行政の実務経験5年以上を担った経験があること又は災害派遣の任務を有する部隊又は機関において2年以上の勤務経験を有すること

防災・危機管理教育

教育による防災・危機管理に関する専門性の向上

- ・ 地方公共団体での勤務を前提とした教育による専門性の向上
- ・ 約1ヵ月を用いた、しっかりとした教育
- ・ 東日本大震災等の教訓事項、防災行政に関する事項を包含
- ・ 「地域防災マネージャー」資格取得の要件の一つ

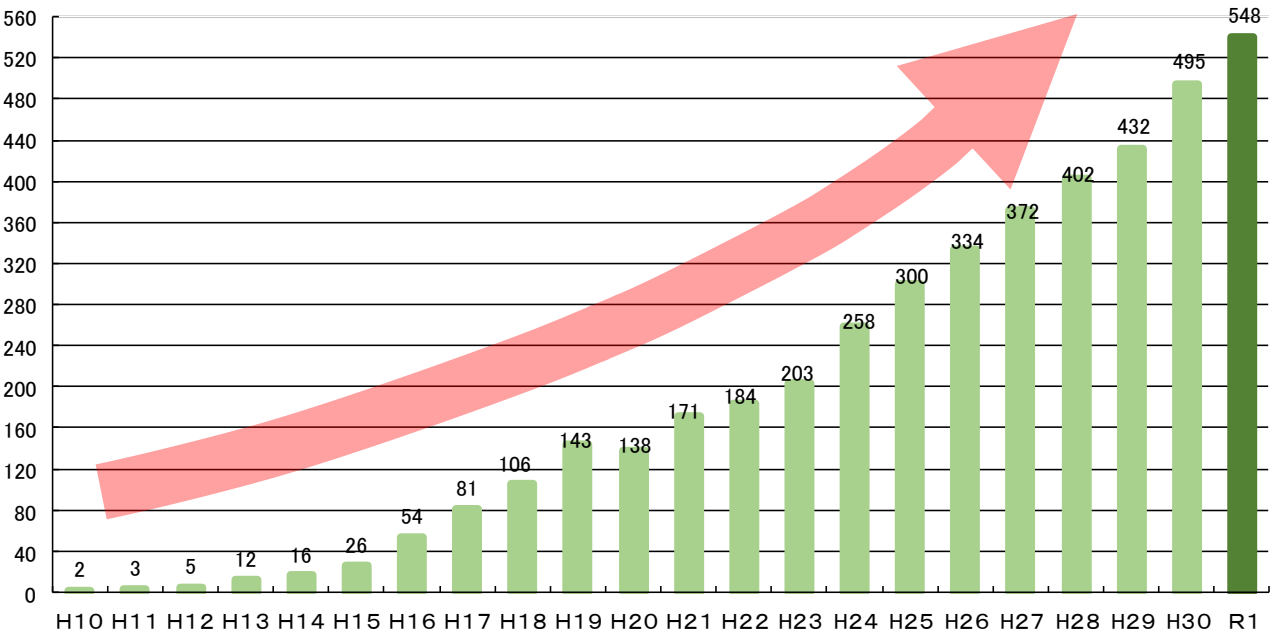


注 防災・危機管理教育参加者全員が、NPO法人日本防災士機構が認定する「防災士」又は危機管理支援協会が認定する「総合危機管理士」の資格を取得しています。

退職自衛官の在職状況(2019.12.31現在)

全国の地方公共団体の防災関係部局に548名が在職

- ・ 全国での配置を目指し、市区町村における在職者も逐次拡大



※各年度末の在職者数で整理

Q&A

なぜ、自衛官OBを地方公共団体で採用するのです

- ・退職自衛官は、勤務で培った防災・危機管理に関する知識や経験を有しており、地方公共団体等の即戦力として活躍できます。具体的には、
- ・防災訓練時や発災時に自衛隊との連携強化を図ることができます。
- ・危機管理における首長の判断を的確に補佐することができます。
- ・専門的な知識・経験をもって防災計画の作成、防災訓練の計画及び実施ができます。

地域防災マネージャー制度とは何ですか？

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「防災基本計画」において、地方公共団体等において専門的知見を有する防災担当職員の確保について検討することとされていること等を踏まえ、近年全国各地で頻発する豪雨災害、土砂災害や発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震に対応するため、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を「防災監」や「危機管理監」等として採用・配置するに当たり、これに必要となる知識・経験等を有する者を「地域防災マネージャー」として証明する制度です。
- ・総務省において、「地域防災マネージャー」証明書の交付を受けた外部人材を地方公共団体における防災に関する役職に採用及び配置する経費について、平成27年度から特別交付税措置※が実施されています。

※ 一地方公共団体に一人まで、措置率0.5（措置上限額340万円）

自衛官の再就職は再就職規制等違反になりませんか？

- ・自衛官は、他の公務員よりも定年が早く、退職後の生活基盤を確保することは「国の責務」と規定されており、違反には当たりません。

自衛官採用についてどこに問い合わせればいいです

- ・お近くの自衛隊地方協力本部（援護課）にお問い合わせください。
- ・定年退職自衛官にあつては、中途採用についても調整できます。